

ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」について（論点案）

※同計画において、「ジョブ・カード制度を広く普及させていく過程で、経済情勢をはじめとする労働市場をめぐる環境、ジョブ・カード制度に関わる行政組織などが大きく変化する場合などにあっては、必要に応じ本計画を見直すものとする。」とされている。

1 全体の枠組み

- 従前は、「職業能力形成プログラム」及び「実践型教育プログラム」を「ジョブ・カード制度」として普及促進することに主眼があったが、今般の見直しの方向性を踏まえ、①外部労働市場での職業能力証明のツール、②OJT等による実践的職業能力開発、に分けて見直すべきではないか。

2 社会的インフラとしてのジョブ・カードの普及

- 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に掲げられている「ジョブ・カード取得者300万人」（2020年までの目標）を達成するため、どのように取り組むべきか。
 - ・関係各省が一体となった取組を進める必要があるが、どのように取り組んでいくべきか。
 - ・企業の採用面接等におけるジョブ・カードの活用促進について、地域ジョブ・カード企業支援センター（仮称）において行うこととされているが、どのような点に留意すべきか。
 - ・ハローワークや職業訓練実施機関等において、キャリア・コンサルティングの実施やジョブ・カードの活用が行われるよう、どのように取り組むべきか。
 - ・ジョブ・カードが企業で幅広く活用されるために、どのように取り組んでいくべきか。また、学校における取組はどうあるべきか。
- ジョブ・カード様式について、実践キャリア・アップ制度の検討も踏まえ、必要に応じ見直しを行う。
- ジョブ・カード交付を担うキャリア・コンサルタントの養成・活用等について
 - ・ジョブ・カードに関わる知識・支援スキルを備えたキャリア・コンサルタントの養成を、量・質両面から促進するため、どうしたらよいか。
 - ・特に、今般の見直しの方向性等を踏まえ、ジョブ・カードに関わる知識を備

えたキャリア・コンサルタントの養成を目的とするジョブ・カード講習について、その重点的な対象層をどのように考えるか。

- 一部の基金訓練では、ジョブ・カードの作成指導が要件化されたが、今後、ジョブ・カードに職業能力評価を記載することができる職業訓練を公共職業訓練や基金訓練などに広げていくためには、どのように取り組んでいくべきか。

3 ○JT等による実践的職業訓練の推進

- ○JT等による実践的職業能力開発の場を確保するため、今般の助成金の見直し等を踏まえ、どのように取り組むべきか。
- 大学・専門学校等において、地域社会や地元産業のニーズを踏まえ、教育研究のノウハウを活用した職業能力の形成に資するプログラムが今後一層、開発・提供されるようにするために、どのように取り組むべきか。
- これまで有期実習型訓練等により、中小企業等において採用につながったり、実践力を身につけることができたことなど、成果が上がっていることを積極的にアピールするべきではないか。

4 ジョブ・カード制度推進体制の確立

- ジョブ・カード制度の普及促進の中核である地域ジョブ・カード運営本部を都道府県労働局に設置するとともに、地域ジョブ・カードセンターは企業向けの普及促進に特化することとされているが、一層効率的・効果的に制度を推進していくためには、どのような点に工夫・留意すべきか。